8　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことを行う。

(a)　日本国政府及びＪＩＣＡに対し、借款に基づいて建設される施設の所有権又は当該施設を管理し、若しくは運営する権利の全部又は一部の恒久的又は一時的な譲渡に関する情報を十分な余裕をもって提供すること。

(b)　要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画に関連するその他の情報（計画の実施の進捗状況についての情報及び資料を含むが、これらに限定されない。）を提供すること。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十五日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官　モハンマド・シャハリアル・カデル・シディキ殿

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　食品安全検査能力向上計画	二百八十六億九千九百万円	一・八五パーセント		十年の据置期間の後二十年	十三年
		〇・五五パーセント	コンサルタントに対する支払部分		
2　マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（第八期）	五百七十一億二千万円	一・九五パーセント	コンサルタントに対する支払部分	十年の据置期間の後二十年	十年
		〇・五五パーセント			
総額	八百五十八億千九百万円				

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十五日にダッカで

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官　モハンマド・シャハリアル・カデル・シディキ

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一閣下

○文化庁告示第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
侍塚古墳	昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十三号	大田原市（栃木県）

○文化庁告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
松倉城跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	高山市（岐阜県）
前畑遺跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	筑紫野市（福岡県）
島原城跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	島原市（長崎県）
越高遺跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	対馬市（長崎県）
臼杵城跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	臼杵市（大分県）
与論城跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	与論町（鹿児島県）
安倍寺跡	昭和四十五年文部省告示第百七号	桜井市（奈良県）